○国土交通省告示第七百四十八号

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を次のように定める。

平成二十五年七月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

（目的）

第一条　この規程は、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、建築物石綿含有建材調査者講習の登録に関し必要な事項を定めることにより、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「石綿含有建材」とは、石綿を添加した建築材料をいう。

2　この規程において「建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、この規程により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「建築物石綿含有建材調査者講習」という。）を修了した者をいう。

3　この規程において「制限業種」とは、次に掲げる業種をいう。

一　設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。）

二　建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業その他建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

三　不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

四　建築材料の製造、供給及び流通業

五　石綿含有建材の調査及び分析並びに除去等に関する業

（建築物石綿含有建材調査者講習の登録の申請）

第三条　前条第二項の登録は、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務（以下「建築物石綿含有建材調査者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　前条第二項の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　建築物石綿含有建材調査者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　建築物石綿含有建材調査者講習事務を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿又は社員名簿の写し

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　講師が第五条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四　建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を記載した書類その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五　建築物石綿含有建材調査者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六　前条第二項の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二条第二項の登録を受けることができない。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）又はこれらの法律に基づく命令及び条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第十四条の規定により第二条第二項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であって、建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第五条　国土交通大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をするものとする。

一　第七条第四号の表の上欄に掲げる科目について講義が行われ、かつ、同条第六号及び第七号に規定する実地研修が行われるものであること。

二　次のいずれかに該当する者が講師として建築物石綿含有建材調査者講習事務に従事するものであること。

イ　建築物石綿含有建材調査者

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、医学、化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学、医学、化学その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　制限業種に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　第三条の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、制限業種を営む者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員に占める制限業種を営む者の役員又は職員（過去二年間に当該制限業種を営む者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が制限業種を営む者の役員又は職員（過去二年間に当該制限業種を営む者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2　第二条第二項の登録は、建築物石綿含有建材調査者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う者（以下「建築物石綿含有建材調査者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　建築物石綿含有建材調査者講習事務を開始する年月日